

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

住民基本台帳の閲覧について

住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、原則非公開とされています。

閲覧できるのは、次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する、公共性が高いものに限定されます。

- (1) 国または地方公共団体が法令で定める事務の遂行のために閲覧する場合
- (2) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められる閲覧
- (3) 公共的団体が行う、地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いものと認められる閲覧

また、閲覧制度が適正に利用されていることの確認ができるよう、閲覧状況を公表することになっています。

つきましては、下記のとおり、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの閲覧状況を公表します。

国または地方公共団体の機関による閲覧 1件

防衛省 自衛隊岩手地方協力本部

請求事由

自衛官の募集事務に係る広報の用に供するため

閲覧の年月日

平成22年12月27日

閲覧に係る住民の範囲

平成5年4月2日から平成6年4月1日までの間に生まれた者 57人

個人又は法人による閲覧 1件

社団法人 中央調査社 会長 中田 正博

申出事由

「平成22年度 生活保障に関する調査」実施に係る調査対象者抽出のため

閲覧の年月日

平成22年2月18日

閲覧に係る住民の範囲

町内に居住する18歳以上69歳以下の男女 30人